

FIT制度・FIP制度 

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル

【廃棄等費用の内部積立ての事前相談】

第2版 2026年6月1日



1.ログイン

1-1.ログイン

2.事前相談の手続き

2-1.内部積立ての事前相談の新規作成

3.申請中の事前相談(編集/取り下げ/申請内容の修正)の手続き

3-1.事前相談の確認

3-2.事前相談の編集/申請内容の修正

3-3.事前相談の取り下げ

4.メールサンプル

4-1. 申請不備メール

4-2. 仮認定メール

1.ログイン



1-1.ログイン

内部積立ての事前相談を行う場合

[再生可能エネルギー電子申請ホームページ](#)

にアクセスし、ログインを行います。

※ログイン方法は認定申請手続きを行う場合と同じとなります。

※対応ブラウザ： Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

再生可能エネルギー電子申請ホームページ

FIT制度・FIP制度 
再生可能エネルギー電子申請

[ログイン]をクリックします

ログイン画面へ進みます

※旧システムにてログインID・パスワードを付与されている方は、当該ログインID・パスワードにて、本システムにログインできます

 重要なお知らせ

再生可能エネルギー発電設備に係る情報であり（ただし今回は紙媒体での新規申請、変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出、廃止届出は1月31日時点の情報となっております。）、当該日時点において、新規認定申請中の案件及び新制度への移行手続きが完了していない案件（電源接続案件募集プロセス等、事業計画の提出が猶予されている案件を含む）は公表対象になっておらず、今後、認定手続きが完了したものについては、一ヶ月ごとに情報を更新し、公表してまいります。

2026年4月14日

再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報公表のお知らせ

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第6項に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報について、本日以下のFITポータル内のウェブページに公表いたしました。

電子申請マイページ

 ログイン
認定申請・定期報告

新規登録

- > ログインID・パスワードを忘れた方
- > インターネットを通じた申請ができない方
- > 太陽光パネル型式リスト (PDF)
- > 操作マニュアル

【参考様式】

- > 1. 新規申請手続きにおける提出書類に係る参考様式
- > 2. 変更認定申請又は届出手続における提出書類に係る参考様式

1.ログイン



1-1.ログイン(続き)

発行済みのログインID、パスワードを入力します。

ログイン画面

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のID・パスワードは、手続を行った登録
ログインID・パスワードにてログインをお願いいたします。

ログインID	<input type="text" value="abcd1234"/>	
パスワード	<input type="password"/>	パスワードを忘れた方はこちら

[ログインID](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

対応ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

[ログイン]をクリックします
マイページ画面が表示されます

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。 [新規登録へ](#)

2.ログイン



2-1.ログイン(続き)

ログイン後はマイページが表示されます。

マイページ

再生可能エネルギー電子申請 

[> ログアウト](#)

 マイページ	認定設備	認定申請	定期報告	ユーザ情報	システムに関する 問い合わせ
--	------	------	------	-------	-------------------

メニュー

- 新規認定申請入力 >
- 認定申請一覧 >
- 認定設備一覧 >
- みなし認定設備一覧
28年度までに認定を受けた
方は初めにこちらより移行
手続を行ってください。
(設備IDが「F」で始ま
る設備を除く。) >
- 提出一覧 >

詳細情報は、「[認定申請一覧](#)」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより
「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
[申請状態一覧.pdf](#)

各変更手続によって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続を行ってください。
[各変更手続の変更対象項目一覧表.pdf](#)

2. 事前相談の手続き



2-1. 事前相談の新規作成

事前相談の新規作成手順について以下に示します。

マイページ

再生可能エネルギー電子申請 

[ログアウト](#)



メニュー

- 新規認定申請入力 >
- 認定申請一覧 >
- 認定設備一覧 >**
- みなし認定設備一覧
28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行
手続きを行ってください。
(設備IDが「F」で始まる設備を除く。) >
- 提出一覧 >

詳細情報は、「[認定申請一覧](#)」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「[認定申請一覧](#)」のリンクをクリックすることにより「[認定申請一覧](#)」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
[申請状態一覧.pdf](#)

各変更手続きによって、
以下の一覧表をご確認頂
[各変更手続きの変更対象](#)

[認定設備一覧]をクリックします
設備一覧画面が表示されます

2. 事前相談の手続き



2-1. 事前相談の新規作成(続き)

事前相談を行う設備を検索します。

認定設備一覧画面

再生可能エネルギー電子申請 

[ログアウト](#)

 マイページ	認定設備	認定申請	定期報告	ユーザ情報	システムに関する 問い合わせ
---	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	------------------------------------

認定設備一覧

1

発電設備の区分	--なし--	▼	
出力区分	--なし--	▼	
認定状態	--なし--	▼	認定法区分 --すべて-- ▼
発電設備の設置場所	部分一致		
事業者名	部分一致		
申請の認定日	2017/04/01	~	2017/05/01
設備ID			

2

任意で該当設備の情報を選択、又は
入力します

※未入力でも検索は可能です

[検索]をクリックします

画面下部に検索結果が表示されます

2. 事前相談の手続き



2-1. 事前相談の新規作成(続き)

事前相談を行う設備を選択します。

認定設備一覧画面

再生可能エネルギー電子申請 

[ログアウト](#)



認定設備一覧

発電設備の区分: --なし--
出力区分: --なし--
認定状態: --なし-- 認定法区分: --すべて--
発電設備の設置場所: 部分一致
事業者名: 部分一致
申請の認定日: 2017/04/01 ~ 2017/05/01
設備ID:

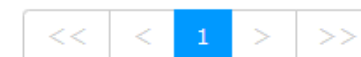
[参照]をクリックします
該当設備の認定設備参照画面へ進みます

1件中1件~1件まで表示



No	認定状態	認定法区分	発電設備の区分	出力区分	設備ID	発電設備の設置場所	事業者名	発電設備の出力(kW)	申請の認定日 ↑	発電設備の名称	
1	認定中	FIT	陸上風力	50kW未満	*****	東京都港区新橋10	株式会社経済	30.0kW	2026年05月11日	FIT風力	<input type="button" value="参照"/>

1件中1件~1件まで表示



2. 事前相談の手続き



2-1. 事前相談の新規作成(続き)

[内部積立ての事前相談]をクリックします。

認定設備参照画面

再生可能エネルギー電子申請 

[ログアウト](#)

ナビゲーションメニュー:

- マイページ
- 認定設備
- 認定申請
- 定期報告
- ユーザ情報
- システムに関する問い合わせ

認定設備

認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2013年06月10日

[内部積立ての事前相談]をクリックします
※風力区分かつ発電設備の出力が20kW以上の場合のみ表示されます

事業者情報

事業者情報操作ボタン:

- 登録者変更
- 連絡先変更
- 変更認定申請
- 事前変更届出
- 事後変更届出
- 廃止届出
- 認定後説明会情報仮登録
- 内部積立ての事前相談**

2. 事前相談の手続き



2-1. 事前相談の新規作成(続き)

[事前相談内容]を入力します。

共通

内部積立ての事前相談登録画面

内部積立ての事前相談登録

設備区分選択 | 情報入力 | 内容確認 | 書類添付 | 登録完了

認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2026年05月11日

事前相談内容

金銭積立による資金確保か	<input type="radio"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立により資金を確保する場合 <input type="radio"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立以外の方法により資金を確保する場合
長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画	<input type="text"/>
対象発電設備の出力	30.0
対象発電設備の運営主体	<input type="radio"/> 当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者に該当する。 <input type="radio"/> 対象発電設備が電気事業法施行規則第3条の4第1項に規定する特定発電用電気工作物であって、その旨が電気事業法第27条の2第1項の規定による届出に係る事項として記載されている。

GビズID利用の有無

当該申請での、GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択して内容確認へ進んでください。

※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。
※GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「[必要となるGビズID、印鑑証明書等](#)」をご確認ください。

GビズIDを利用します。
 GビズIDを利用しません。

戻る | 内容確認

[金銭積立による資金確保か]を選択します
チェックした項目により、入力項目が表示されます
・「金銭の積立の方法により資金を確保する」場合
⇒マニュアルP.10へ
・「金銭の積立の方法以外の方法により資金を確保する」場合
⇒マニュアルP.13へ

[長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画]を入力します
※32,768文字以内で入力してください

対象設備の発電設備の出力が自動で表示されます

[対象発電設備の運営主体]を選択します
※該当する選択肢を選択します

2. 事前相談の手続き



2-1. 事前相談の新規作成(続き) [事前相談内容]を入力します。

内部積立ての事前相談登録画面

[金銭の積立の方法により資金を確保する]
を選択した場合

積立計画の内容 (積立予定総額)	<input type="text"/>
積立計画の内容 (積立計画)	<input type="text"/>
資金確保の方法	<input type="checkbox"/> ② 金融機関との契約において、再生可能エネルギー発電事業における収支計画及び内部積立金の管理に係る事項が定められ、内部積立金が当該契約において定められた事項以外の用途に用いられないことが確保されている。 <input type="checkbox"/> ④ 認定の申請をした者又はその親会社等若しくは子会社等（その株式を金融商品取引法第2条第16条に規定する金融商品取引所又はこれに準ずる取引所において上場している場合に限る。）が、会社法上の計算書類又はその附属明細書において解体等に要する費用に充てるための資金を計上しているか、又はこれに準ずる場合に該当する。具体的には、以下のいずれかの場合に該当する。

積立予定総額は、法第15条の12第2項から第4項までに規定する方法により積み立てられるべき解体等積立金の積立想定額以上の額である必要がある。また、積立計画は、法第15条の12第2項から第4項までに規定する方法により積み立てられるべき解体等積立金の積立想定額の水準の額を積立期間で均等に分割して積み立てる場合に、定期報告（年1回）の時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てる内容である必要がある。
なお、下記減額事由に該当する事情がある場合には、積立予定総額及び積立計画を算定する際、下記減額可能額を減することができる。この扱いに算定方法によること（減額事由）
以下のいずれかの方式に添付する別紙を記載すること。
① 発電事業を縮小する
② 調達期間又は交付単位で交換する
※ただし、減額事由は、風車が1基単位の場合に限る。（算定方法）
以下の①～③を算定可能額とした上、申請時点での積立額に式及び算定額、③上、最も小さい額をすること。
①積立期間に積み立てられた積立金の総額（積立期間の場合は積立期間中の総額）のうち、認定力に対する廃棄する定格発電出力の総設備の出力と異なる定格発電出力の総額とする。
②取戻し時点での積立金の総額に、実際に廃棄した定格発電出力の総額が該当するもの

[積立計画の内容 (積立予定総額)]
を入力します

[積立計画の内容 (積立計画)]
を入力します
※32,768文字以内で入力してください

[資金確保の方法] を選択します
※該当する選択肢を選択します
※両方選択することも可能です
※①を選択された場合は[資金確保の方法 (①の該当事項)]の選択が必要になります
⇒マニュアルP.11へ

2. 事前相談の手続き



2-1. 事前相談の新規作成(続き) [事前相談内容]を入力します。

[金銭の積立の方法により資金を確保する]を選択し、
[資金確保の方法で①]を選択した場合

資金確保の方法	必須	<input type="checkbox"/> ② 金融機関との契約において、再生可能エネルギー発電事業における収支計画及び内部積立金の管理に係る事項が定められ、内部積立金が当該契約において定められた事項以外の用途に用いられないことが確保されている。 <input checked="" type="checkbox"/> ① 認定の申請をした者又はその親会社等若しくは子会社等（その株式を金融商品取引法第2条第16条に規定する金融商品取引所又はこれに準ずる取引所において上場している場合に限る。）が、会社法上の計算書類又はその附属明細書において解体等に要する費用に充てるための資金を計上しているか、又はこれに準ずる場合に該当する。具体的には、以下のいずれかの場合に該当する。
資金確保の方法（①の該当事項）	必須	<input checked="" type="radio"/> ①-1 認定の申請をした者が株式を上場している場合 <input type="radio"/> ①-2 認定の申請をした者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合 <input type="radio"/> ①-3 認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が株式を上場している場合 <input type="radio"/> ①-4 認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合

[資金確保の方法（①の該当事項）]
を選択します
※該当する選択肢を選択します

①-3を選択した場合

資金確保の方法（①の該当事項）	必須	<input type="radio"/> ①-1 認定の申請をした者が株式を上場している場合 <input type="radio"/> ①-2 認定の申請をした者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合 <input checked="" type="radio"/> ①-3 認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が株式を上場している場合 <input type="radio"/> ①-4 認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合
株式の上場主体	必須	
株式の上場主体と認定申請者との関係	必須	

[株式の上場主体]、
[株式の上場主体と認定申請者との関係]を
入力します
※[資金確保の方法（①の該当事項）]で
①-3"を選択した場合入力します
※255文字以内で入力してください

①-4を選択した場合

資金確保の方法（①の該当事項）	必須	<input type="radio"/> ①-1 認定の申請をした者が株式を上場している場合 <input type="radio"/> ①-2 認定の申請をした者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合 <input type="radio"/> ①-3 認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が株式を上場している場合 <input checked="" type="radio"/> ①-4 認定の申請をした者の親会社等若しくは子会社等又はこれらに準ずる者が、債券上場により、取引所との関係において、監査済みの財務諸表の開示義務を負っている場合
財務諸表の開示主体	必須	
財務諸表の開示主体と認定申請者との関係	必須	

[財務諸表の開示主体]、
[財務諸表の開示主体と認定申請者との関係]
を入力します
※[資金確保の方法（①の該当事項）]で
①-4"を選択した場合入力します
※255文字以内で入力してください

2. 事前相談の手続き



2-1. 事前相談の新規作成(続き)

[事前相談内容]を入力します。

内部積立ての事前相談登録画面

[金銭の積立の方法により資金を確保する]
を選択した場合

遵守事項（解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合）

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記口へ印をつけること。

- 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書等を公表すること。
- 積立計画の内容及び資金確保の方法に関する事項を公表すること。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第6号及び第7号に基づく費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報についての提
供（以下「定期報告」という。）の際に、積立予定総額を調達期間の終了前10年間で均等に分割して積み立てる場合に当該時点で積み立てておくべき額以上の額を積み立てていることを報告し、かつ、これを公表する
こと。
- 内部積立要件のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第15条の1第2項、第3項及び第4項の規定により解体等積立金を推進機関に積み立てること。
また、上記推進機関への積立てを開始した時点において積み立てられている内部積立金（改正再エネ特措法施行規則第6条の2第2号の要件を満たさなくなった場合にあつては、解体等費用に充てるための金銭）を、遅
滞なく推進機関に積み立てること。

遵守事項をよく確認した上で、
チェックボックスにチェックを入れて下さい
※遵守事項全てに同意いただけない場合は、
事前相談を行うことはできません

2. 事前相談の手続き



2-1. 事前相談の新規作成(続き) [事前相談内容]を入力します。

[金銭の積立ての方法以外の方法により資金を確保する]
を選択した場合

内部積立ての事前相談登録画面

事前相談内容

金銭積立てによる資金確保か	<input type="radio"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合 <input checked="" type="radio"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合	解体等費用に充てるための金銭の積立てにより資金を確保する場合、又は解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合について該当するものにチェックすること。
長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画		
対象発電設備の出力	30.0	
対象発電設備の運営主体	<input checked="" type="radio"/> 当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者に該当する。 <input type="radio"/> 対象発電設備が電気事業法施行規則第3条の4第1項に規定する特定発電用電気工作物であって、その旨が電気事業法第27条の2第1項の規定による届出に係る事項として記載されている。	
資金確保の方法	当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能である必要があり、具体的には、以下のいずれかの場合に該当する。 <input type="checkbox"/> ㊷ 保険により資金を確保する。 <input type="checkbox"/> ㊸ 保証により資金を確保する。	資金確保の方法として、㊷から㊸までのいずれか該当するものを選択すること。

[資金確保の方法] を選択します
※該当する選択肢を選択します
※両方選択することも可能です

遵守事項（解体等費用に充てるための金銭の積立て以外の方法により資金を確保する場合）

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記口へ印をつけること。

- 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書を公表すること。
- 資金確保の方法について、必要な事項を公表すること。
- 定期報告の際に、資金確保の方法の内容を報告し、かつ、その内容を公表すること。
- 内部積立要件のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第15条の1第2項、第3項及び第4項の規定により解体等積立金を推進機関に積み立てること。
また、上記推進機関への積立てを開始した時点において積み立てられている内部積立金（改正再エネ特措法施行規則第6条の2第2号の要件を満たさなくなった場合にあっては、解体等費用に充てるための金銭）を、遅滞なく推進機関に積み立てること。

遵守事項をよく確認した上で、
チェックボックスにチェックを入れて下さい

※遵守事項全てに同意いただけない場合は、事前相談を行うことはできません

2. 事前相談の手続き



2-1. 事前相談の新規作成(続き)

共通

全ての情報を入力し、[内容確認]をクリックします。

事前相談内容

金銭積立による資金確保か	<input type="radio"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立により資金を確保する場合 <input checked="" type="radio"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立以外により資金を確保する場合	解体等費用に充てるための金銭の積立により資金を確保する場合、又は解体等費用に充てるための金銭の積立以外により資金を確保する場合について該当するものにチェックすること。
長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画	<input type="text" value="長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画を入力します。"/>	公表されている長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等へのURL等を記載すること。
対象発電設備の出力	30.0	
対象発電設備の運営主体	<input checked="" type="radio"/> 当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者に該当する。 <input type="radio"/> 対象発電設備が電気事業法施行規則第3条の4第1項に規定する特定発電用電気工作物であって第27条の2第1項の規定による届出に係る事項として記載されている。	対象発電設備の運営主体として、いずれか該当するものを選択すること。
資金確保の方法	当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能である場合には、以下のいずれかの場合に該当する。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 保険により資金を確保する。 <input type="checkbox"/> ③ 保証により資金を確保する。	

GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択します

遵守事項 (解体等費用に充てるための金銭の積立以外により資金を確保する場合)

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記口へ印をつけること。

- 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等を公表すること。
- 資金確保の方法について、必要な事項を公表すること。
- 定期報告の際に、資金確保の方法の内容を報告し、かつ、その内容を公表すること。
- 内部積立要件のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第15条の1第2項、第3項及び第4項の規定により解体等積立金を推進機関に積み立て、上記推進機関への積立を開始した時点において積み立てられている内部積立金(改正再エネ特措法施行規則第6条の2第2号の要件を満たさなくなった場合においては、解体等費用に充てるための金銭)を、遅滞なく推進機関に積み立てること。

「戻る」ボタンをクリックすると、「認定設備参照画面」に戻ります
※記載途中の内容は保存されません

GビズID利用の有無

当該申請での、GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択して内容確認へ進んでください。

- ※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。
- ※GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「[必要となるGビズID、印鑑証明書](#)」をご確認ください。

- GビズIDを利用します。
- GビズIDを利用しません。

「内容確認」ボタンをクリックします
内容確認画面へ進みます
※この時点ではまだ事前相談は完了していません



2. 事前相談の手続き



共通

2-1. 事前相談の新規作成(続き)

記載内容を確認し、[保存して次に進む]をクリックします。

再生可能エネルギー電子申請  ログアウト

マイページ 認定設備 認定申請 定期報告 ユーザ情報 システムに関する問い合わせ

内部積立ての事前相談確認

設備区分選択 情報入力 **内容確認** 書類添付 登録完了

認定情報

設備ID	
認定申請の認定日	2013年06月10日

事前相談内容

金銭積立による資金確保か	<input type="checkbox"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立により資金を確保する場合 <input checked="" type="checkbox"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立で以外の方法により資金を確保する場合
長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画	事業計画の内容を入力します。

この時点では、申請されていません。
内容を確認し、問題がなければ「保存して次に進む」ボタンを押下し、必要書類を添付してください。

戻る 保存して次に進む

経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

「戻る」ボタンをクリックすると、
「事前相談登録画面」に戻ります
※前の画面に戻って入力内容の編集ができます

「保存して次に進む」ボタンをクリックします
◎ GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用します]を選択した場合：マニュアルP.16へ進みます
◎ GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用しません]を選択した場合：マニュアルP.17へ進みます
※この時点ではまだ事前相談は完了していません

2. 事前相談の手続き



[GビズIDを利用する]を選択した場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合、GビズIDログインをクリックしてGビズID認証を行います。

※当該申請において、すでにGビズID認証を実施した場合（補正内容の修正の際など）は再度のGビズID認証は不要なためマニュアルP.17へお進みください。

GビズID認証

GビズIDをお持ちの事業者は、以下の「GビズIDでログイン」ボタンをクリックし、GビズIDをお持ちでない事業者は、[こちらのページ](#)でGビズIDを取得してください。
※GビズIDのアカウント種別は「プライム」と「メンバー」のみご利用いただけます。

GビズIDを利用せずに申請・届出をおこなう場合は、戻るボタンから前画面に戻り、「GビズID利用の有無」にて「GビズIDを利用しません。」を選択してください。

GビズIDを取得したい場合は予め、GビズIDのサイト（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）からGビズIDを取得してください
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです

戻る

GビズIDログイン

GビズIDを利用しない手続きに戻りたい場合は「戻る」ボタンをクリックします

申請内容登録画面に戻ります
※マニュアルP.14に戻り、GビズIDを利用しないを選択してください

GビズIDを利用して手続きを進めます
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

GビズID認証画面に進みます
※GビズID認証方法は【GビズID認証】マニュアルを参照してください
※GビズID認証完了後、マニュアルP.17へお進みください

2. 事前相談の手続き



共通

2-1. 事前相談の新規作成(続き)

必要な添付書類を添付し、[登録]をクリックします。(書類添付方法は[次ページ](#)参照)

内部積立ての事前相談

設備区分選択

情報入力

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
1つのファイルは、10MB以下にしてください。
1つの枠にファイルは1つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直前に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。

この画面で登録まで行わずに画面を閉じられた場合
認定申請一覧画面から入力者編集集中の申請を検索して編集を再開
することができます。詳細な手順は、「3. 申請中の事前相談(編集/取り下げ/
申請内容の修正)の手続き」([マニュアルP.20参照](#))を参照してください

印鑑証明書 **必須**

ファイルを選択 選択されていません

アップロード

添付なし

委任状

ファイルを選択 選択されていません

添付なし

「戻る」ボタンをクリックすると、
「事前相談登録画面」に戻ります

「登録」ボタンをクリックします
完了画面へ進みます ([マニュアルP.19参照](#))

戻る

登録

2. 事前相談の手続き



書類添付方法(例)

対象発電設備の運営主体に関する書類 **必須**
当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者¹に該当することを証する書類（例：電気事業法に基づく発

添付なし

1 **ファイルを選択** 選択されていません **アップロード**

2 **開く**



添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします
[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

添付をするファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「ファイルを選択」ボタンの横にファイル名が表示されます
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

3 **アップロード**

「アップロード」ボタンをクリックします
ファイルがアップロードされます
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます
必ず1ファイルずつアップロードして下さい

添付なし

添付なし

添付なし

4 **アップロード** **削除**

202110132020対象発電設備の運営主体に関する書類.pdf

2. 事前相談の手続き



共通

2-1. 事前相談の新規作成(続き)

この画面が表示されると内部積立の事前相談の申請が完了となります。
完了後、左上のマイページを押してトップページに戻ってください。

内部積立での事前相談完了画面

再生可能エネルギー電子申請

[ログアウト](#)

マイページ	認定設備	認定申請	定期報告	ユーザ情報	システムに関する 問い合わせ
--------------	------	------	------	-------	-------------------

内部積立での事前相談

申請ID : *****

内部積立での事前相談の登録が完了しました。

[利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#)

経済産業省 資源エネルギー庁 Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

3.申請中の事前相談(編集/取り下げ/申請内容の修正)の手続き



3-1.事前相談の確認

事前相談の確認手順について以下に示します。

マイページ

再生可能エネルギー電子申請

[ログアウト](#)



メニュー

- 新規認定申請入力 >
- 認定申請一覧 >**
- 認定設備一覧 >
- みなし認定設備一覧
28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行
手続きを行ってください。
(設備IDが「F」で始まる設備を除く。) >
- 提出一覧 >

詳細情報は、「[認定申請一覧](#)」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
[申請状態一覧.pdf](#)

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なります。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
[各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf](#)

[認定申請一覧]をクリックします
認定申請一覧画面が表示されます

3.申請中の事前相談(編集/取り下げ/申請内容の修正)の手続き



3-1.事前相談の確認(続き)

確認する事前相談を検索します。

認定申請一覧画面

認定申請一覧

1

申請種別	--なし--	認定法区分	--すべて--
申請ID	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>	申請状態	--なし--
事業者名	部分一致		
申請日(登録日)	2017/04/01 ~ 2017/05/01	※「申請日(登録日)」は、50kW未満太陽光発電設備 入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付 り扱う機関に到達した日付ではありません。	
初回申請日 (承諾日)	2017/04/01 ~ 2017/05/01	※「初回申請日(承諾日)」は、50kW未満太陽光発電 なし認定移行手続きが申請/届出を取り扱う機関に到達し	
発電設備の区分	--なし--		
出力区分	--なし--		

2

検索

任意で該当設備申請の情報を
選択、又は入力します
※未入力でも検索は可能です

[検索]をクリックします
画面下部に検索結果が表示されます

3.申請中の事前相談(編集/取り下げ/申請内容の修正)の手続き



3-1.事前相談の確認(続き)

確認する事前相談を選択します。

認定申請一覧

申請種別: 内部積立ての事前相談 認定法区分: -- すべて --

申請ID: [] ~ [] 申請状態: -- なし --

事業者名: 部分一致

申請日(登録日): 2017/04/01 ~ 2017/05/01
初回申請日(承諾日): 2017/04/01 ~ 2017/05/01

発電設備の区分: -- なし --

出力区分: -- なし --

※「申請日(登録日)」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日(承諾日)」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続きが申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

[参照]をクリックします
事前相談参照画面が表示されます

1件中1件~1件まで表示

<< < 1 > >>

No	発電設備の区分	出力区分	申請状態	申請種別	申請ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力(kW)	申請日(登録日)	初回申請日(承諾日)	発電設備の名称	
1	陸上風力	50kW未満	入力者編集済	内部積立ての事前相談	*****	***** **	株式会社経済	30.0kW	2026年05月15日	2026年05月15日	FIT風力	<input type="button" value="参照"/>

1件中1件~1件まで表示

<< < 1 > >>

3.申請中の事前相談(編集/取り下げ/申請内容の修正)の手続き

3-1.事前相談の確認(続き)

事前相談の参照画面が表示され、入力した内容が確認できます。

再生可能エネルギー電子申請  [ログアウト](#)

[マイページ](#) | [認定設備](#) | [認定申請](#) | [定期報告](#) | [ユーザ情報](#) | [システムに関する問い合わせ](#)

内部積立ての事前相談参照

認定情報	
設備ID	
認定申請の認定日	2026年05月11日

申請情報	
申請状態	入力者編集中
初回申請日	2026年05月15日
不認定理由	

事前相談内容	
金銭積立による資金確保か	解体等費用に充てるための金銭の積立で以外の方法により資金を確保する場合
長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画	長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画を入力します。
対象発電設備の出力	30.0
対象発電設備の運営主体	当該認定を申請した者が電気事業法第二条第1項第15号の発電事業者に該当する。
資金確保の方法	<input checked="" type="checkbox"/> ㊦ 保険により資金を確保する。 <input type="checkbox"/> ㊧ 保証により資金を確保する。

事前相談の編集ができます

登録者による編集中の申請について、[編集]ボタンが表示されます

※編集はマニュアルP.24にお進みください

事前相談の取り下げができます

登録者による編集中の申請、または審査開始前の申請について、[申請取り下げ]ボタンが表示されます

※取り下げはマニュアルP.25にお進みください

編集

申請取り下げ

申請内容の修正

事前相談の申請内容の修正(再申請)ができます

申請不備となった申請について、[申請内容の修正]ボタンが表示されます

※申請内容の修正はマニュアルP.24にお進みください

3.申請中の事前相談(編集/取り下げ/申請内容の修正)の手続き

3-2.事前相談の編集/申請内容の修正

[編集]ボタンまたは[申請内容の修正]ボタンをクリックすると事前相談登録画面が表示されます。

※編集の場合は、保存済みの事前相談データがそのまま引き継がれて画面に表示されます。

※申請内容の修正の場合は、申請不備となった事前相談データがそのまま引き継がれて画面に表示されます。

事前相談内容

金銭積立による資金確保か	<input type="radio"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立により資金を確保する場合 <input checked="" type="radio"/> 解体等費用に充てるための金銭の積立以外により資金を確保する場合	解体等費用に充てるための金銭の積立により資金を確保する場合、又は解体等費用に充てるための金銭の積立以外により資金を確保する場合について該当するものにチェックすること。
長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画	<input type="text" value="長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画を入力します。"/>	公表されている長期安定的な発電事業の事
対象発電設備の出力	30.0	
対象発電設備の運営主体	<input checked="" type="radio"/> 当該認定を申請した者が電気事業法第2条第1項第15号の発電事業者に <input type="radio"/> 対象発電設備が電気事業法施行規則第3条の4第1項に規定する特定発電設備第27条の2第1項の規定による届出に係る事項として記載されている。	
資金確保の方法	当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能である必要があり、具体的には、以下のいずれかの場合に該当する。 <input checked="" type="checkbox"/> ② 保険により資金を確保する。 <input type="checkbox"/> ③ 保証により資金を確保する。	資金確保の方法として、②から③までのいずれか該当するものを選択すること。

事前相談を編集できます

こちらのサンプル画像は、実際の画面の一部を省略しています

遵守事項 (解体等費用に充てるための金銭の積立以外の方法により資金を確保する場合)

下記事項を遵守することに同意する場合には、下記口へ印をつけること。

- 長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画書等を公表すること。
- 資金確保の方法について、必要な事項を公表すること。
- 定期報告の際に、資金確保の方法の内容を報告し、かつ、その内容を公表すること。
- 内部積立要件のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第15条の12第2項、第3項及び第4項の規定により解体等積立金を推進機関に積み立てる。また、上記推進機関への積立を開始した時点において積み立てられている内部積立金(改正再エネ特措法施行規則第6条)を滞なく推進機関に積み立てること。

GビズID利用の有無

当該申請での、GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択して内容確認へ進んでください。

※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。
※GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「必要となるGビズID、印鑑証明書等」をご確認ください。

- GビズIDを利用します。
- GビズIDを利用しません。

この先の操作の流れについては、「2-1.事前相談の新規作成」(マニュアルP.9参照)と同じとなります

戻る

内容確認

3.申請中の事前相談(編集/取り下げ/申請内容の修正)の手続き

3-3.事前相談の取り下げ

[取り下げ]ボタンをクリックすると申請取り下げ画面が表示されます。

申請取り下げ画面

申請取り下げ

申請の取り下げを行います。
よろしければ「取り下げ」ボタンを押下してください。

「戻る」ボタンをクリックすると、
「事前相談参照画面」に戻ります
※取り下げは行われません

[取り下げ]ボタンをクリックすると事前相談が取り
下げられます

※一度取り下げると、該当の申請は編集できなくなります
のでご注意ください

3.申請中の事前相談(編集/取り下げ/申請内容の修正)の手続き



3-3.事前相談の取り下げ(続き)

取り下げ完了のメッセージが表示されます。

申請取り下げ画面

申請取り下げ

申請取り下げが完了しました。

戻る

[戻る]ボタンをクリックします

事前相談参照画面が表示されます

事前相談参照画面・・・マニュアルP.23へ

4.メールサンプル



4-1.申請不備メール

内部積立の事前相談に不備があると下記のメールが送付されます。

不備内容をもとに修正を行い、再申請してください。

■件名

廃棄等費用の内部積立での申請不備のお知らせ

■本文

XXXXXXXXXX様

先般、事前相談されておりました廃棄等費用の内部積立（申請ID：XXXXXXXXXX）につきましては、以下のとおり不備がありますので、補正していただきますよう、お願いいたします。

【不備内容】

XXXXXXXXXX

以上

※このメールは再生可能エネルギー電子申請システムの
送信専用メールアドレスから配信されております。

このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

4.メールサンプル



4-2.仮認定メール

内部積立の事前相談が仮認定されると下記のメールが送付されます。

【件名】

廃棄等費用の内部積立て仮認定のお知らせ

【本文】

XXXXXXXXXX様

先般、事前相談されておりました廃棄等費用の内部積立て（申請ID：XXXXXXXXXX）につきましては、仮認定がされましたので報告いたします。

マイページにログイン後、仮認定の状態を確認することが可能です。

2026年10月1日の制度施行後に、正式に申請をおこない、内部積立ての認定を受けてください。

なお、仮認定を受けている場合であっても、制度施行後に正式な申請による内部積立ての認定を受けない限り、外部積立てによる積立てが求められますので、ご注意ください。

設備ID：XXXXXXXXXX

以上

※このメールは再生可能エネルギー電子申請システムの
送信専用メールアドレスから配信されております。

このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。



版	改訂履歴	改訂内容	備考
1.0	2021/11/19	新規作成	
2.0	2026/06/01	GビズID利用に関する説明の追加及び画面の最新化	